

平成25年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の期間

平成25年12月12日から平成26年2月25日まで（聴取日2月3日）

2 監査対象年度

平成24年度

3 監査対象事業等

(1) 補助金

対 象 事 業 名	補助金額(円)	事 業 主 体	所 管 課
肉用牛主産地づくり事業	6,980,000	十和田おいらせ農業協同組合	農林畜産課
十和田市域内生活交通路線維持費事業	10,716,000	十和田観光電鉄(株)	政策財政課

(2) 指定管理者

公 の 施 設 の 名 称	指定管理料(円)	指 定 管 理 者	所 管 課
十和田市老人福祉センター	3,400,000	十和田市老人クラブ連合会	高齢介護課
十和田市観光施設等	28,703,000	(財)十和田湖ふるさと活性化公社	観光推進課 スポーツ・生涯学習課

4 財政援助の妥当性及び事務の適正性を主眼に、次の観点について所管課及び団体を監査した。

(1) 補助金

- ① 補助金等交付の目的及び事業内容の明確化について
- ② 補助金等の公益上の必要性について
- ③ 補助金等交付団体への適切な指導監督について

(2) 指定管理者

- ① 指定管理者の指定及び協定書等の適正性について
- ② 管理に関する経費の算定、支出の方法等について
- ③ 指定管理者に対しての適切な報告、調査又は指示について

5 監査の方法

- (1) 関係書類の調査
- (2) 補助金等に関する調書の調査
- (3) 所管課及び事業主体事務局からの聴取調査

6 監査執行者

監査委員 高野 洋三

監査委員 豊川 泰市

※《肉用牛主産地づくり事業》については、地方自治法第199条の2の規定により、豊川委員がこれに該当するため除斥とし、高野監査委員が1人で監査を行った。

7 監査の結果

財政援助団体等監査の結果、事務の処理は概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望した。